

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成27年9月15日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	吉村典晃	（千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官	出口博章	（千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官	大庭陽子	（千葉地方裁判所刑事第3部判事補）
検察官	内田雅人	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	相田敦史	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	國松里美	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1番	女
裁判員経験者	2番	女
裁判員経験者	3番	女
裁判員経験者	4番	男
裁判員経験者	5番	男

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

それでは、9月15日の裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を開始させていただきます。

最初に、私が、本日の司会をさせていただきます、刑事3部の裁判長をしております、吉村と申します。

また、今回、法曹関係者から出席した人に、それぞれ一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。まず、検察官、お願いします。

【内田検察官】

千葉地検公判部の検事の内田と申します。4月から千葉地検に参りまして、今、公判をまさに裁判員裁判を含めてやっているところです。今日は、皆様の貴重な御経験を聞かせていただけるということで、楽しみにしてまいりました。よろしくお願いいたします。

【司会者】

それでは、続きまして、弁護士会から参加されているお二人の方に自己紹介をお願いします。

【相田弁護士】

はじめまして。弁護士の相田と申します。私は、弁護士5年目でして、この千葉の地で、ずっとやってきました。裁判員裁判は、10件程度経験しております。本日は、皆様の忌憚のない御意見をいただいて、弁護士会に持ち帰って、より良い弁護活動をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【國松弁護士】

はじめまして、弁護士の國松と申します。よろしくお願いいたします。私は、弁護士3年目になりまして、裁判員裁判は、今まで3件やっております。今、ちょうど相田弁護士と一緒にやっている裁判員裁判もありまして、本日、皆様の御意見を参考にさせていただきながら、いかしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

【司会者】

続きまして、裁判所から参加しているお二人について、自己紹介をお願いします。

【出口裁判官】

刑事3部で、右陪席の裁判官をやっております出口と申します。よろしくお願ひします。私は、裁判官になって17年を超えるんですけども、裁判員裁判を始めたのは、ここ千葉へ来て、まだ1年半くらいということで、まだまだ勉強中です。皆様の率直な御意見、御感想をお聞きして、ますますいい裁判ができるように励みたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【大庭裁判官】

同じく、刑事3部で裁判官をしております、大庭と申します。私は、裁判官になってまだ2年目で、主に裁判員裁判を担当していますが、まだまだだなと思うところがありますので、皆さんの御意見を聞いて、これからの裁判にいかせればと思います。よろしくお願いします。

【司会者】

それでは、最初に、今回のテーマの趣旨について御説明申し上げます。

今回取り上げたのは刑法犯、いわゆる基本的な刑法が定めている犯罪について、被告人がその犯罪をしたことを認めている、これを自白といいますけれども、基本的には自白をしている事件を経験された裁判員経験者の方に来ていただいております。

刑を決めるということは、非常に単純そうに見えて、難しい問題を持っていると私は思っております。法律の枠組み、すなわち、刑というのは、こういう基準で基本的に決めるんですよというのはあるものの、それを具体的にどうやって当てはめていくのかというのは、裁判員の方と裁判官が、実質的にきちんと議論した上で、決めていかなければならないというテーマであります。

そのためには、検察官や、弁護人の活動が、それに向けたものに果たして本当に

なっているのかなっていないのか、あるいは、裁判官と議論をした時に、その段階で、裁判官の説明が分かりやすかったのか分かりにくかったのか、何となく感覚的にこんなものじゃないかというような議論になってしまったのか、それとも法律の定める枠内で、裁判員の方々と実質的に共働作業として決めていくところをきちんと決めることができたのかといったような問題意識を持って、今回は、取り上げてみたいと思っております。

最初に、私から、今回出席していただいた方の実際に担当された事件を、お一人お一人紹介させていただきます。その上で、各出席者の方から、その事件を担当した全体的な感想、何でも結構です。審理のことでも結構です。議論のことでも結構です。あるいは、それ以外の裁判員をするということ自体に伴う負担とか、あるいは、良かったこととか、そういったことでも結構でありますので、順番にお願いをしたいと思います。

まず、1番の方から、私の方で、事件の概要等を紹介させていただきます。1番の方が経験された事件は、殺人未遂の事件であります。事案の概要といたしましては、被告人が、お母さんに金の無心、要は、お金をくれというようなことをしようとして、お母さんが、その際にそれに応じなかった。その対応に腹を立てて、その結果、殺意を持って、包丁で首などを刺したりしたけれども、結局のところは、2週間のけがを負わせるにとどまった、そういったような事件だと聞いております。

なお、この事件につきましては、検察官の論告では、5年の実刑が相当であるというような意見が出され、弁護士からは、これは執行猶予が相当であるという意見が出されましたが、結局、判決としては、懲役3年、5年間執行猶予、保護観察を付けるというような判断になったと聞いております。

それでは、1番の方、そういうような事件を担当されて、全般的にどのように思われたかという感想をお聞かせください。

【1番】

人が人を裁くということは、とても難しいと思いました。今回の内容は、刺され

たお母様が、私と同一年です。刺した息子さんは、長男と同一年です。証言台に立った弟さんは、うちの四男と同一年です。とても難しい事件でした。

あとは、弁護人の方が、申し訳なかったんですけども、関西弁が入っていて、ちょっと聞き取りにくかったということと、被告人が何度注意されても声が小さくなって、我々にはとても聞き取りにくかったということがありました。

【司会者】

ありがとうございます。

続きまして、2番の方を御紹介いたします。2番の方の担当された事件は、罪名は、強制わいせつ致傷であります。事案の概要といたしましては、被告人が街で見掛けた女性に対し、わいせつ行為をしたいということで、その女性を押し倒し、キスをしたり乳房をもんだりしたというわいせつ行為をしたけれども、その際に、1週間のけがを負わせたという事件だったと聞いております。

ちなみに、検察官の論告は、4年の実刑という意見で、弁護人の意見は、執行猶予が相当であるという意見で、判決としては、これは1番の方と全く一緒に、懲役3年、5年間執行猶予、保護観察が付いたと、こんなような事件だと聞いております。

それでは、2番の方、そういった事件を担当されて、どんなことを思われたかという全般的な感想をお願いします。

【2番】

裁判員をするに当たって、具体的な刑を考えることは、やはり責任の重い大変なことだと思いました。また、量刑を決めるに当たって、裁判官と裁判員の間には、やっぱり、最初は、かなり温度差がある気がしていましたが、議論をする中で、刑の相場みたいなのがあるんだなということも、ちょっと分かったような気がしました。

あと、検察官や弁護人の言っていることとかは、特に分かりにくいということはありませんでした。また、被告人の発言も、特に分かりにくいとかそういったのも

なく、最後まできちんと聞くことができました。

【司会者】

それでは、続きまして、3番の方が体験された事件についてお話しします。3番の方が実際にやられた事件は、現住建造物等放火未遂という事件だと聞いております。事案の概要としては、被告人は、精神障害を患っていたわけですがけれども、不安感とか、自暴自棄となった気持ちから、高齢の養母と同居していたその自分の家に放火をしようとして、火を付けたけれども、その養母や、通報で駆け付けた警察官らが消火したために、建具などは燃えたけれども、建物自体は燃えなかった、こんなような事件だったと聞いております。

なお、3番の方が体験された事件は、全く争いがないわけではなくて、精神的な問題があって、責任能力がきちんとした判断ができるかどうかというところは一応争いがあったと聞いております。

検察官や弁護人の意見ですがけれども、検察官は、この事件について4年、ニュアンスとしては実刑というようなニュアンスの意見を述べ、弁護人は、執行猶予相当という意見を述べ、判決では、これは1番の方と2番の方と全く同じ、懲役3年、5年間執行猶予、そして保護観察を付けるということになったと聞いております。

それでは、3番の方、今言ったような事件を経験された全般的な感想をお願いします。

【3番】

この事件に関しては、刑法39条の心神耗弱、心神喪失、そういったものを一番最初争うのかなと思っておりました。精神疾患については、治療によって、本来でしたら、もともとの精神状態に戻るんじゃないかなという感想を持ったんですが、この被告人の方を診察していた精神科医の方が証言に立ったんですが、非常に不鮮明で、適切な診療がなされなかったという印象がとても強かったです。

判決に関しては、やはり判例にある程度誘導されたかなというような気持ちはあります。専門家ではないので、分からないのですが、やはり、こういったことは、

このような量刑の傾向だというふうに示されれば、ああそんなものかなと。やはりその中で考えるのが妥当かなと思ひ、私も、そういうふうに判断いたしました。

【司会者】

続きまして、4番の方が担当された事件を御紹介します。4番の方の事件は、強姦致傷、強制わいせつ致傷という事件で、個々の内容は、差し控えさせていただきますが、強姦致傷は、3件やっております、それは、いずれも屋外における強姦の事件です。3件のうち1件は姦淫行為は未遂に終わって、2件は既遂になっているということです。また、強制わいせつ致傷の事件についても、口淫をして口の中で射精をしたという、かなり本格的な強制わいせつの事件でありました。いずれも傷害結果が生じております。程度としては、それぞれ10日、14日、14日、4週間という程度の傷害が生じた事件だと聞いております。

検察官や弁護人の意見ですけれども、検察官は懲役25年という求刑、弁護人は13年という意見で、判決はそのちょうど真ん中の19年ということになったと聞いております。

それでは、4番の方、そういった事件を経験されて、どう思われたかお聞きしたいと思います。

【4番】

ちょっと質問と異なるかもしれませんが、感想として。

まず、そういう裁判が当然初めてですので、行われている表現であるとか、そういうものが非常に生々しいといいますか、事例が事例だけに、非常に生々しさというものを感ぜまして、当然、裁判員の中には女性の方もおられる、男性は私ともう一人だったんですが、男性はいずれも年寄りだったので、そういう意味では、年齢的なものではよかったのかなと。逆に、自分がずっと若くて、20代30代でこの事件を扱ったら、どういう感じを受けたのかなという率直な感じがいたしました。

私は、当然、この事件は犯人は被害者の方が述べたことを全部認めて、そのものはあれなんですけれども、それだけに、逆に、自分としては、なぜそういうふう

なっていったかというか、そういうものを酌み取ろうとしながら、一生懸命いろいろなものを聞いたりしていったわけですけども、事件が4件見られていますので、それを事例的といいますか、自分の中で置き換えて、どういうふうにエスカレートしていったのかとか、それに至るまでの過程とかを、自分なりに一生懸命考えようとしていました。結論から言えば、本来は、量刑の問題だったんでしょうけれども、むしろ、量刑を決めますという段階になって、初めて、じゃあどうしようかとなりました。最初のうちは、事件の中身といいますか、そういうものをいかに自分で理解しようかということが主でございましたので、量刑に関しては、その段階になった時に初めて、量刑というのはこういうふうに決めるんだなというような感想を持ちました。

当然、量刑だけのことに集中すると思いますので、弁護人の方がやっていらっしゃることは、いかに量刑を少なくするかということであり、それは当然のことだと思います。それには、どういう持っていく方をされているのかなということも理解しながら、被告人の方にも多分こういうアドバイスされたのかなというような中で、被告人がいろんな、反省しているという態度を示すためのいろんなストーリーといえますか、そういうものを挙げていらっしゃるという印象を受けております。

【司会者】

続きまして、5番の方が担当された事件を紹介させていただきます。5番の方が担当された事件は、事件名としては、強盗未遂、強盗致傷、この二つのものに、その際に包丁を使ったということで、銃砲刀剣類所持等取締法違反がそれぞれに付いているという事件名であります。事案の概要といたしましては、1日の間に2回にわたって文化包丁を持って、コンビニとゲーム店に行って、包丁を示して金を取るために脅迫し、現金を奪い取ろうとしたけれども、いずれも現金を奪い取ることには失敗をして、その2件のうち1件では10日間のけがを負わせたという事件だったと聞いております。

この事件におきましては、検察官の意見は懲役8年、弁護人の意見は執行猶予、

判決としては、5年という刑になったと聞いております。

それでは、5番の方、そういった事件を担当されて、どのような感想を持たれたかお聞きしたいと思います。

【5番】

私は、量刑グラフの方で、できればお話ししたいなと思ったんですけども、私の裁判は、本人がもちろん自白して、事実関係を認めております。その上で、最終日ですか、量刑が下されますね。その日の午前中だったと思いますけれども、量刑グラフを見せられて、そして、被告が犯した犯罪と同様の犯罪が過去に何件あって、どのくらいの刑罰が処せられたかというようなことを、グラフで見せられました。その上で、裁判長や裁判官の方が、量刑を下すに当たっては、その事案に応じた公平さが必要であり、必要以上に重過ぎてもいけない、軽過ぎてもいけない、そういうようなことも念頭に置いて、量刑の判断をしてくださいと言われました。

そうすると、裁判に参加している我々は、まるきりの素人です。そして、本人も、事実関係を認めております。争点は、執行猶予にするか、実刑にするか、その1点なんですね。そして、グラフを見せられて、裁判長から何か言われると、もう、何となく方向性が見えてくるわけですよ。

私なんかと思うのは、裁判を通して、3日間参加しましたがけれども、特に注目していたのは、検事側の被告人に対する尋問とか、あるいは、弁護側の被告人に対する尋問、そして、弁護側が用意した証人たちの尋問、それに対して、被告人がどのような表情というかしぐさというか、どんな口調で答えたか、本当に事件を反省しているのか、そういうようなことに注意して、3日間裁判を見てきました。

その後、量刑グラフを見せられることによって、我々裁判員がこの裁判に参加する意義がどこにあるのかと考えました。素人が集まって、4日間も拘束されて、審理に参加する意義はどこにあるのか。量刑グラフの説明を受けたときは、それならプロである裁判長と裁判官の3人だけで、公平な判断が十分できるんじゃないかなと、そういうふうな思いも私は抱きました。

【司会者】

ありがとうございました。量刑に関する裁判官の説明が強く出されたということが印象に残っている方が多かったようですね。

私どもが考えなければいけないのは、法律の枠組み、こういう要素を重視しなければいけない、あるいは、こういったことをベースにして考えなければいけない、これは誘導とかそういう話ではなくて、これは法律の仕組みですから、皆さんにきちんと理解をしてもらわなければいけない。裁判官が説明すること、これはベースにさせていただかなければならない。

ただし、それを具体的にどう当てはめるのか、これが危険なのか危険でないのかとか、この結果は重大なのか重大でないのかということ、そういったことについては、皆さんときちんと対等の立場で議論しなければいけないというところを我々は考えているんですけれども、その辺りが十分に、議論すべきところと、議論すべきではなくて説明するところとを、説明上、うまく区別がついていなかったのかもしれない。

また、その点は、必要に応じてお聞きしたいと思いますけれども、そのような感想が出てくるのはなぜなのかということを考えていきますと、一つは、審理が始まる時、あるいは審理の内容が、最終的な刑を決める上で、必要なこととそうではないことが果たしてきちんと理解できるような形で審理がなされているのかいないのかといったこととか、当事者の意見、1番2番3番の方、いずれも執行猶予になっていますけれども、論告とかを見せていただくと、検察官が言っていることは耳ざわりがいいけれども、非常に過度な強調をして、全て網羅的に、こんな悪いやつはいない、結果は非常に重大だみたいな形で言われていて、すごいな、無期懲役でも求刑するのかなと思ったら、懲役5年とか4年とか、これは何なんだろうみたいなことを、見せていただいた私の感想としては思ったりするんですけれども、果たして、審理の過程や、当事者の意見が、皆さんの意見を聞くに当たって適切なものだったのかどうか、このところを少しお話を聞かせていただきたいなということで、

これから、審理の内容に関して少しお話を聞かせていただきます。

審理の内容を理解しにくかったり分かりにくかったところがあったのかということについては、もちろん、被告人の話、証人の話が分かりやすかったということだけでなく、最終的な刑を決めるに当たっての情報が果たしてちゃんと出たのかどうかといったようなことも重要なことかと思っております。私の方から、こんなところを聞いてみたいという、それぞれのところについて少し問題点を指摘しながら、皆さんが感じられたところ、審理の内容についてどう思われたかというところをお聞きしてみたいと思います。

まず、1番の方に幾つかお聞きしたいんですけども、1番の方の事件は、一つは、犯罪事実に関係する証人、犯罪事実に関係するというのは、どんな事件だったのかということの他に、被告人は何でこんな犯罪をしたのかという動機とか、いきさつに関する証人、これはお母さんと弟さんとお父さんですかね、3人を調べている。その他に、情状証人ということで、これは雇用関係の方を調べている。こういうように証人を調べている。

また、第1事件の特色は、被告人質問について、犯罪事実に関する部分と、一般情状、これからどうするのかとかいうところを分けて、最初に、犯罪事実に関する質問を全部して、今度は情状ですよということで、情状証人とともに、被告人の情状関係を聞かれた。こんなような特色があるかなと思います。

今言ったように、犯行に至る経緯のところ、3人調べて、果たしてどうなったのか、あるいは、被告人質問を二つに分けて、分かりやすかったのか分かりにくかったのかということ、それから、第1事件では、検察官は、結構すごくいろんなことを網羅的に主張されていたと思うんですけども、強固な意思であるとか、あるいは危険性も高いとか、あるいは結果も重大だとかいうふうに言っていますけれども、強固な意思というのはどの部分を指すのだろうか、結局2回ぐらい突き刺しただけじゃないかとか、結果重大といっても2週間じゃないかとか、果たしてどうなんだろうかということの思ったりしませんでしたか。

いろいろな観点で指摘させていただきましたけれども、審理をしているときに、いろんなことを思われたと思うんですけども、思われたことを教えていただけますか。

【1番】

証人の一人の方が病気で、その方の話を一番聞きたかったというのがあります。文書の証拠にも出てこなかったのです。

あと、強固な意思というのは、多分、追い掛けてまで刺しているということがあったので、検察官からそういう意見が出たのかなと思いました。

あと、私が心配しているのは、犯行の原因はギャンブルなんですけれども、本当に、本人が、ギャンブルを身元引受人の方と一緒に抜けられるのかというところですね。最終的には、もともとは、ギャンブルが原因でそうなったので、そういうところの意志の弱さの心配もありましたね。その辺を聞こうと思っても、質問ではただらになっちゃって、被告人からは、はっきりした意見は聞けなかったように思います。

【司会者】

被告人に、今後、どうやってギャンブルから逃れるのかという質問はされたんでしょうか。

【1番】

はい。そういうサークルがあるそうです。そこへ出席して、ギャンブルをやらなくなる。そこに毎週行くということで、約束してくれたのかとか、本人にとっては、身元引受人の方がいるということは、すごく最善だとは思いますが、本人の意志が見られなかったんです。何かだらだらしているような、はっきりしない。そういう人もいますよね。口下手で、物事の応答をうまくできないというような。そういう感じが受け取れたもので、その被告人に対しての判決は、悩みました。

【司会者】

そうすると、例えば、弁護士だったら、こんなことを聞いてくれればよかったの

にとか、何か思われたことはありますか。

【1番】

それは、開廷前に、裁判官から、どうぞ御自由に質問してくださいと言われたんですけれども、こういうことを裁判官の人に質問してほしいということで、みんなの意見を代表して、裁判官の方に質問してもらいました。

【司会者】

聞きたいところは、弁護人からは質問は出なかったんですか。通り一遍みたいな感じの質問だったんですか。

【1番】

いや、一応、内容的には、何で追い掛けてまでとか、ギャンブルをやめるに当たっての自分の気持ちとか聞きたいということで、そういう質問は出てたと思います。

【司会者】

あと、先ほど御紹介した、被告人質問を二つに分けてやったことで、何か分かりにくかったなとか、あるいは、逆に、きちんと分けてもらったことによって、犯罪事実に対してはこうだ、今後はこうするんだということがより分かったとか、その点については、どんな感想を持ちましたか。

【1番】

それは分かりました。

犯罪事実なんですけれども、正直なところ、写真なんですけれども、やはり生々しい血のついた刃物とか、ああいうのは、ちょっと、見たことがないものですから、びっくりしました。

犯罪事実に関しては、全部説明が終わって、その後に、本人の更生の意向をということで、弁護士さんと、身元引受人の方から、こういうふうにしていきますということで、証言はありましたが、どういうふうに身元引受人の方が面倒を見てくれども、最終的には、本人の意志だと思うんですね。それがちょっと見受けられなかったということです。

私の意見としては、別々にやっていただいたのは分かりやすかったです。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

続いて、2番の方に、審理についての感想をお聞きしたいと思います。2番の方の事件では、検察官と弁護人の冒頭陳述での違いとして、被告人は精神障害を持っていて、精神障害の影響が、検察官はそんな影響はないと言って、弁護人はそういう健康状態の影響が強いということで、話が出ていたんですけれども、では、精神障害がどれだけ影響したのかということについて、当事者の意見は違っているけれども、その精神障害について診断をしたお医者さんの証人尋問は行われずに、報告書だけ読み上げられて、果たして報告書でその影響が大きかったのか小さかったのかというのが分かるのか分からないのかというところが少し興味があるんですけれども、その辺り、どんな感想を持たれましたでしょうか。

【2番】

実際、被告人が証言しているものを見る限りでは、精神障害があったかどうかという、私自身、素人なのでそういう医学的な見地で見ることにはできないので、別に自分から見れば普通の状態だったので、ないと言えないような、あると言えば表には出ないけれども、何かそういった犯罪を犯してしまうようなものを内面に持っているのかなというのがありますし、私では、ちょっと判断できなかったです。

【司会者】

お医者さんに来てもらって、直接話を聞いたら、もっと分かったんじゃないかという思いはないですか。

【2番】

そうですね。やっぱり、医師の方が証言してくれれば、多分、もっと分かりやすくなったとは思いますが。

【司会者】

その他、証人としては、情状証人として奥さんが来られたんでしょうか。

【2番】

はい、そうです。

【司会者】

奥さんが来て、この奥さんの証言は、結論を出す上で役に立ったという感じだったのか、それとも、来ても大して変わらないなという感じだったのか、その辺りはどんな感想を持たれましたか。

【2番】

やはり、被告人の罪に対して、自分も悪いということを思っていますし、更生には自分が一緒に付き添って見るということは言っていましたので、来ていただいた方がよかったとは思いますが。

【司会者】

それは、最終的に執行猶予にするのには役立ちましたでしょうか。

【2番】

そうですね。保護観察とか付くのには役立ったのではないかと。

【司会者】

ありがとうございます。

続いて、3番の方ですが、3番の方は、先ほど少し話がありましたけれども、被告人は病気を持っていると。ちょっと複雑な難しい精神の病気だったように思うんですけども、それは、お医者さんが来て説明をしていただいたわけですね。その話がよく分からなかったというか、分かりにくかったというお話ですね。

お医者さんの証人尋問はどんな形でやられたのかをお聞きしたいのですが、一般的に、そういうのをやるやり方として、お医者さんが、まず、プレゼンテーションという形で全部一通り話していく、その後、検察官と弁護人が、それぞれ強調したいところを聞くというパターンと、最初から、検察官が問いを発して答えをするというような証人尋問の形で行われたのか、そういうやり方も含めて、どんなところが分かりにくかった原因かなと思っておられるところを、もしありましたら、

教えていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。どんなところが分かりにくかったですか。証人尋問の仕方は、どんな感じでしたか。

【3番】

検察官の方が質問したのか、裁判官が質問したのか、今、ちょっと記憶が定かではないんですが、きちんとドクターが今までの経緯を説明したことは覚えています。その後に、多分、裁判長が質問したのではないかなという記憶があるんですけども、その前も、資料として、ずっとこういうことを繰り返してきた、その上でお医者さんに行くたびに悪くなる、そういうことを聞かされていまして、その先生に対する信頼感が、私の中で余りなかったんです。

日本の精神科の技術が非常に低いということを、私は、他でもさんざん調べたんですけども、この先生が、この後もこの患者を診ていく、自分が責任を持つということをおっしゃっていましたが、今までの繰り返しの治療にほとんど全くといっていいほど効果がなかったんです。

もう少し別の対応をすれば、この人はよくなっていたのかなと、そういうふうにして、最後に質問したんですが、この被告人は、医師の言うことをきちんと守っていなかった、薬を出されても飲まずにいた、これからは必ず飲むとか、これからは周りがフォローするとか、そういうことを盛んに弁護人の方はおっしゃっていたんですけども、執行猶予になりまして、家に帰ったときに、養母と二人だけの生活が待っている中で、周囲がどれほどそれをサポートできるのか、孤立させないでいけるのか。

この人の今までやってきたことが、もう十数回というほど警察官が駆け付けてはなだめ、周囲が駆け付けてはなだめて繰り返していて、一番最後の最後で、放火をしてしまった。そこの寸止めが効かなかったというのは、やはり病気の影響がすごく強かったんじゃないかなと感じまして、これまでの治療方法では駄目なんじゃないかな、この先生にかかっていたところで変わらないんじゃないかなというのは、非常に強く思いました。

【司会者】

そうしますと、話の仕方というよりは、これまでの診療の経緯などからして、その先生自体の言っているとおりで、果たして大丈夫かなというところに不信感があったという感じですか。

【3番】

はい。

【司会者】

その他、証人としては、養母を調べていたように思いますけれども、養母は、弁護側の証人として来たのでしょうか。

【3番】

そうです。

【司会者】

弁護人としては、どういうことを証言させたくて呼んだんだなということはどう感じましたか。

【3番】

幼いときには、どういう子供であったか、昔からこういう子だったのか、そういうようなことを聞いていました。養母の方は、非常に高齢でして、やっとそこに歩いていけるぐらいの感じでしたので、余り突っ込んだような質問とかはなかったんですが、非常にいい子だった、とてもおとなしい子だった、あるときを境にこういうおかしいことを繰り返すようになってしまったのはとても悲しくて、いい子になって戻ってきてほしいと、そういうような感じでした。

私は、本当に、この高齢なお母様のもとに戻ってきちんと見られるのかな、お母様はお気の毒だなと。年老いたお母様が、逆に、本当にここの場に引き出されて、いろいろ質問されること自体、少し無理があるんじゃないかなというような気持ちはしましたが、それ以外の第三者が、彼女をこれからずっとサポートしていけるのであれば、心情としては執行猶予であってほしいというのも強く感じました。

【司会者】

それは、おばあさんに来てもらって、おばあさんがどんな感じを持っているのかということは、結局、執行猶予にするかどうかというところにはかなり影響を与えたということですか。

【3番】

与えました。与えられたというか、私自身はですね。他の方は分からないですが。あれだけ御高齢の方に、これからずっと独り住まいをさせるよりは、娘さんとともに支え合っていた方が逆にいいのではないかと。彼女は、病気なのであって、決して悪いことをしてやろうとかというよりは、心の中のコントロールができない。そういう面でいけば、非常に有能なドクターや、周りのサポートがあって、彼女を孤立させないように見守っていけば、この人は立ち直っていけるのではないかなと、そういう印象を受けました。

【司会者】

ありがとうございます。お話を聞いていると、お医者さんは有能じゃないけれども、病気の影響が強かったということはよく分かったみたいな、そんなような感じに聞こえました。

【3番】

ドクターが代わっているんだと思うんですね。ずっと診て来た主治医の先生ではなく、その主治医の先生から、その証人の先生に代わって。代わるまでの経過を御存じないような感じがしたんですね。その先生が診てくれるということがあっても、執行猶予だったので、どうかなというのはちょっとありました。行くたび悪くなるということを知りましたので。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

続いて4番の方です。4番の方は、事件の性質上、被害者の方に直接来てもらって証言をしてもらうということはなかったかと思えますけれども、被害者の方が来

なくて、事件が、本当はこの辺どうだったんだろうかということ、例えば、分かりにくいというようなことがあったかどうか、その点はどうでしょうか。

【4番】

被害者の方の供述というんですか、それが全部読み上げられて、被告人はそのとおり間違いありませんということで、通してきましたので、そういう面では、全然問題はなかったです。

弁護側の方、あるいは、被告人の方の裁判の進め方としては、いかに量刑を少なくするかというために、今、こういう方法をやっています、こうしていますということを強調された裁判でした。逮捕されてから裁判まで、1年ぐらいあったと思いますが、その間に、本人は、こういう反省をして、こういう行動をしています、病院にも行っています、ワークブックをして反省をしていますと、むしろそちらの方に重点を置かれた裁判で、検察の方は、逆に、そういうのは余り評価ができないというような感じでの裁判と記憶しています。

【司会者】

そうすると、犯罪事実そのものに関する判断には、特段、証人でなくても、その事件では分かったけれども、果たして、この人が立ち直るかどうかといった辺りが一番のポイントだったかなと、こんな感じでしょうか。

【4番】

はい。

【司会者】

4番の方が経験された事件は、被告人質問の前に、被告人が捜査段階で取調べを受けた供述調書というのも調べているんでしょうか。

【4番】

はい。

【司会者】

供述調書で述べていることと、法廷で述べていることは、全く同じことを述べた

んでしょうか、それとも何か違うところがあったんでしょうか。その辺りは、記憶はありますか。

【4番】

起訴されたケースの中に、本人の供述によって事件になったというものも含まれていますという表現でしか、ちょっと記憶がないんですが。そういう意味で、情状酌量の中に、反省して、起訴されない前の犯罪もちゃんと自白して起訴されていますという、そういう説明だったです。いかに反省して自分の更生に向かっているかということの、それをどの程度認められるか。御存じのように、かなり量刑の幅が広く、我々からしても、それをどこに定めていくかという方がむしろ焦点だったと思います。

【司会者】

調書を事前に調べたのがどうだったのかは、余りそこは記憶にないということですね。

あと、情状証人としてお母様が来られているようですけれども、そのお話では、他の家族には知らせていないみたいな話が出たんですけれども、その点についてどんな印象を持たれましたか。

【4番】

家族としては、あと兄弟がいらっしゃるのかな。そのうち、事件に関して知らされているのは、母親だけで、遠方から来ても、証言に立たれても、声がほとんど聞こえない程度で、裁判長から何度も声を大きくと言われるぐらい。当然、立場的にそうだと思いますけれども。

証人としてそういう方を立てたというのは、多少自分としては疑問もあるんです。身内ということなんですが、立てた大きな理由は、刑を終えて出られて母親が引き取って病院に行かせ、治させます、更生させますという、そういう意味だったと思うんです。それが逆にこちらからすると、そんなにすぐ出てこられる刑には当然ならないことは予想されていますし、本人もそう思っていますので、これから10年、

20年たった後、母親が相当高齢になってしまうでしょう。そうなったときに、果たして表現しているとおりの更生ができますかというような、逆の面に取りられちゃったのかなという気はします。

【司会者】

果たして適切な証人だったかどうか、長期間服役した後に、またその更生に役立つような人だったかどうかという辺りで、もう少し工夫の余地はあったのかもかもしれないということですか。

【4番】

はい。むしろ、他の兄弟その他にもちゃんと話して、更生を助けてもらうという方がよかったんだろうという感じがしました。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方が体験された事件ですけれども、検察官の主張と弁護人の主張で、包丁を使った強盗の仕方がどれだけ危険なのかという辺りのところが、ちょっと主張が食い違っていて、検察官は危険だと言って、弁護人は大したことないよみたいな形で言っていたんですけれども、実際に被害者の証人尋問はしなかったんですね。

【5番】

そうですね。

【司会者】

そうすると、その危険性が高かったのか、高くなかったかというのは、供述調書という捜査段階で取られた調書以外に、例えば、防犯ビデオとか何かを調べたりしましたでしょうか、それとも、調書だけだったでしょうか。

【5番】

犯行に使われた包丁が確か出されまして、刃が上に向いていたとか、下に向いていたとか、そういうふうなことを検察側と弁護側がかなり言っていました。

【司会者】

被害者は、来ていないですよ。

【5番】

来ていません。

【司会者】

被害者が来ていないと、上を向いていたのか、下を向いていたのか、どちらを向いていたのかは、被害者に聞いてみないと分からないのに、どんな感じだったのかというのが、少し伝わらないのではないですか。

裁判所では、どれだけ危険だったのかということは、被害者の人に対して、例えば、包丁はどの辺りにあったのか、自分の方にどれくらい近くまで来たのかということを聞いた方が分かるんじゃないかと考えたりするんですけども、その点について、被害者が来なかったために、はっきりしないままだったんじゃないかというようなことについて、何か思われたことはありますか。

【5番】

ただ、犯行現場は、コンビニのレジで、そこで被告人がカウンター越しに飛び越えるような感じで、被害に遭った人に、包丁をどういうふうな位置から、どういうふうに向けたとか、そういうふうなことをやっていました。

【司会者】

犯行再現の写真か何かがあったんでしょうか。

【5番】

そうです。

【司会者】

それで、危険か危険じゃないかは、一応、判断はできたんでしょうか。

【5番】

そうです。

【司会者】

もう一点お聞きしたいところは、5番の方の事件も、犯罪に関する事情の被告人

質問と、今後どうするのかという一般情状に関する被告人質問とは、完全に分けて、まず最初に、犯罪に関する被告人質問だけをやって、その後、情状関係に入ってから、情状に関する被告人質問をやったと思うんですけれども、それで分かりやすかったか、分かりにくかったかについて、何か思われたことはありますでしょうか。

【5番】

私は、別に違和感は感じませんでした。こんなものなんだろうなというふうな感じで受け止めて聞いていました。

【司会者】

あとは、皆さん全員に、何か思われたことがあれば、お聞きしたいと思います。被告人質問は、大体、今は弁護人から聞いているんじゃないかと思うんですけれども、弁護人から聞くときに、被告人がこんな悪いことをしたんだというのを弁護人が聞いているので、何か違和感があるとかいうようなことはないですか。あるいは、弁護人から聞いているから、ちゃんと事実関係が明確に出てこないままに、検察官がもう一回聞き直して、何度も何度も同じことを聞いている感じだなと、何かそんなことを思われたりとかはないですか。

皆さん全員、被告人質問は、弁護人から聞かれましたか。うちは、検察官から聞いていたという記憶がある方はおられますか。(特に挙手する者はいなかった。)

余り明確に覚えていないですか。弁護人から聞いて、こんなことまで弁護人は聞くのかみたいなことを思われたことはないですか。4番の方は、どうでしたか。

【4番】

弁護人から先、後に検察。内容より、聞き方ですね。非常にぱたっと変わって、検察の方の鋭い質問といいますか、被告人が答えても、それに反論といいますか、かなり厳しい質問がされたなという感じは受けていますけれども、中身がどうなのというのは、今はちょっと思い出せません。

【司会者】

分かりました。覚えている限りでお話しいただければ、結構です。

それでは、それ以外で、証拠調べ、審理に関して、何か印象に残っていること、だから分かりやすかったとか、だから分かりにくかったとか、無駄な証拠があったとか、何かたくさん聞いていたけれども、結局、何のために聞いているか分からなかったとか、何かそんなような感想を思われた方はおられますでしょうか。

特に覚えていることは、ここが印象に残っているということはないでしょうか。では、次のテーマへ行かせていただいてよろしいですか。

結論を決めていく過程で、私たちが基本的に考えていることは、刑を決めるに当たっての基本的な考え方というのは、これは法律が求めていることなので、これは、他の基準で決めたいと言っても、それは困りますと言わなければいけないですよねというように、裁判官には言っているんですね。

刑を決める基本的な考え方は何ですかといったならば、刑の大枠というのは、行為の客観的重さ、行為の客観的重さというのは、犯行態様がどれだけ危険なのかとか、どれだけ悪質なのかといったようなこととか、結果がどんな結果に生じたのかとか。2週間のけがと1か月のけがとは違うでしょうか、一人の被害者よりも4人の被害者の方がそれは重いでしょうか、こういった行為の客観的重さと、被告人がそういう犯罪を選んだ意思決定に関する非難の強さ、こんな理由でそんなことするのとか、母ちゃんからお金駄目と言われたから思わずかっとなるのも分からないでもないと思うのかとか、そういう犯罪を決めた理由とか動機について、どれだけ非難できるのかといったようなこと。そういう要素がどれだけひどいか、どれだけ悪いか、他よりもましなのかどうか、こういったところが、刑の大枠を決めるんですと説明しています。

被告人が立ち直るかどうかというのは、あくまでも調整要素なんですよ、被告人が立ち直るかどうかというのは、将来立ち直るかどうかということだから、それは、我々としては、10年後に飛び出していくことはできないんだから、それは分からないことが非常に多い。そういう曖昧なことで決めるというのは、それがメインになってはいけませんよ、これが刑の基本的な考え方ですよと、これは、きちんと説

明しなければならぬと言っているんですけども、この説明は、受けたでしょうか。

こういう言い方だったかどうかはともかくとして、犯罪事実そのもので、まず見ていかないとはいけませんよと、そういう説明を受けたなという記憶はありますか。受けたかどうか覚えていないという方はおられますか。

【1番】

そういう説明ではないですけども、今までの判例と、それから、初犯とかそういう説明は受けました。

【司会者】

という、ここで私が今お話ししたような説明ではなかった気がしますね。

【1番】

はい。あと、疑わざるべきは・・・。

【司会者】

疑わしきは被告人の利益に。はっきりしないことを前提にはいけませんよと。

【1番】

はい。そういう説明は受けました。

【司会者】

今、私が言ったようなこととか、あるいは、刑というのは、まず犯罪そのものに関する事情によって決めるんですよとか、そんなような説明を受けましたか。3番の方。

【3番】

受けました。放火に当たっては、ここに書いてあるような、現住建造物、人がいるところに火をつけたか、もしくは、人の住んでいないものに火をつけたかということに対しては、量刑がかなり変わってくるというふうに説明を受けました。

あと、本人の病気があるかないか、ここに至るまでの繰り返し繰り返しの行動がどこまでこの刑に加味されていくのかというような説明は受けました。

私どもは、素人ですので、やはり、ゼロベースから全てのことを判断していくことは絶対にできないと思うんですね。だから、グラフなり、今までの説明を受けて、それからもちろん考えるということはあったのですが、今おっしゃったような、将来のことまでは分からないというような説明は受けておりません。

【司会者】

2番の方は、刑はこういう基本的な決め方をするんですよという説明を受けた記憶はありますか。

【2番】

今、思い出す限りでは、刑法の授業のように、とても具体的で分かりやすい説明で、よかったと思います。

【司会者】

4番の方は、どうでしょうか。

【4番】

説明が最初にあったかどうかは、ちょっと覚えていないですけども、少なくとも、量刑を決めましょうというときには、この説明はきちっといただいています。

ただ、それは、理解はできるんですけども、いざ決めましょうといったときには、過去の同じような類似事件、衡平のためにということで、参考に見せていただいた過去のいろんな犯罪の現実の刑、それは1回でなくて、私どもがもう一回見せてくださいとか言って、見て参考にさせていただきました。そちらの方が重点になってしまって、大枠と情状酌量の区分け方というのを明確にできたかという、それはちょっと疑問だったかもしれません。説明は、きちっと受けております。

【司会者】

5番の方は、どうでしょうか。

【5番】

私は、言われました。多分、裁判の最終日の量刑グラフを見せられた午前中に、裁判長が、そういうふうなことをはっきりと説明してくれました。

【司会者】

今、裁判所では、こういった基本的な考え方をできる限り早く説明しよう。後で評議する段階で、いきなりぼんと言われても、何だよ、そんなことだったら、最初から教えてくれれば、審理をするときも、この事件はどれだけ悪いのかとか、被告人は何でこんなことをやったのかを注目して聞くよみたいなことを言われたりするものですから、できる限り早く説明しようという話をしているんですけども、審理が始まる前、審理が始まった後でもいいですけども、実際の証拠調べをする前に、確かこんなような話を聞いたなという方はおられないですか。

どなたも、そういう記憶はないようですか。

【4番】

聞いたような気もする。

【司会者】

聞いたような気もすると。

【4番】

ただ、明確に、どうしても量刑を決めるときにもう一度説明いただいたところに印象があるのですが。確か、最初にもあったような気もします。

【司会者】

刑を決めるときの考え方を、検察官は、あまり論告とかで言われることは少ないんですけども、要は、犯行態様が悪質だ、結果は重大だ、動機に酌むべき余地なし、再犯のおそれは否定できないみたいなことを、念仏みたいなことを言うことが多いんですけども。弁護人は、割と、この犯罪類型はこういう刑の幅の範囲にあるんだけど、この事件はこうだから軽い方に当たるんですといったことを、量刑グラフを使いながら説明をする方も、かなり最近は増えているような感じがします。

例えば、1番の方は、弁護人が弁論で、本件は実刑になるほどの事案じゃないですよと言って、量刑分布グラフを見れば、同じような事件のうち半分ぐらいは執行

猶予になっているというようなことを言われた記憶はありますか。

【1番】

あります。

【司会者】

その点を聞いてどう思ったかとか、こういうふうの説明されると、何で弁護人が執行猶予がいいと言っているのか分かりやすいなと思ったとか、何かそんなことについて、弁護人の弁論を聞いた時の感想がもしあれば、教えていただけますか。

【1番】

全く本件とは関係ない意見でいいですか。

【司会者】

ちょっと話してみてください。

【1番】

事例とか、そういうことを言われても、凶悪犯罪で、殺人、一人しか殺していないから無期懲役だ、3人殺したから死刑だという判決が、今、問題になっているじゃないですか。あれも、凶悪で一人しか殺していないので、死刑にならない、死刑は認論者じゃないんですけれども、その辺が、私は今、すごく疑問に思うんです。法で定められていると言いますけれども、ちょっと疑問がある。

【司会者】

その点について話をすると、いろんな議論があって、刑の公平とは何かとか、我々が言う刑の基本的な考え方は何なのかというところとも関わるので、ちょっと置いておかせていただいて、弁護人が、そういうグラフによれば、こういうように軽い方があるんだから、執行猶予でもいいよと言うのは、何で執行猶予でいいのかという一つの根拠になりますね。その点について、何か思われたことはありますか。

【1番】

当然、弁護人は、刑の軽減を求めてくる、検察官は、それに対して重刑を求めるというのは当然だと思うので、その辺の求めた中で、我々の判断がやっぱり重要に

なってくると思います。

【司会者】

従前の量刑の傾向みたいなものは、重要じゃないかということですか。

【1番】

はい。

【司会者】

そうすると、弁護人のそういうやり方も、それなりに意義がありそうだという方向の御意見でしょうか。

【1番】

はい。

【司会者】

5番の方。

【5番】

私は、思うんですけれども、裁判員として選ばれますよね。選ばれた人たちが、部屋に残って、一番最初に、いろいろと、基本的な裁判の流れとか、そういうような説明を受けますね。そのときに、こういう刑を決めるに当たっての基本的な考え方を改めてその場で裁判員に選ばれた人に説明する必要があると思うんですね。行為の客観的な重さ、そして、更生可能性はあくまでも調整要素だというようなことを、はっきりと、裁判員として選ばれた人たちを前にして事前説明をすべきじゃないのかなと私は思いました。

【司会者】

御意見、確かにおっしゃるとおりです。裁判所ができる限り早くから説明しておくべきだなというように議論しているのも、5番の方と同じようなスタンスで考えております。

ちなみに、私の裁判体では、選任手続が終わった段階で、今回の事件の争点は、公判前整理手続によれば、こういうことになっています、量刑がメインだということ

とになっています、量刑というのは、基本的にはこんなような考え方なんですよというようなことを軽くお話をしたりとか、公判前整理手続が終わった段階で、当事者の主張はこうなっていますけれども、大枠はこうやって決めるんですよということ、それを踏まえて、当事者も主張していますよということを説明はするんですけども、個人的な希望からすれば、それは、検察官とか弁護人が自分の意見を言う前提として、こうだからこうあるべきですよねと言ってほしいと思っているんですよ。その意味で、弁論でこういうふうに言われれば、より有効だみたいな話だといかなと思ったりするんですけども。

それに関連して、これは適切かどうか分からないですけども、4番の方の弁護人は、量刑分布グラフを見せて、端っこの下の方の軽いのも本件に当てはまらない、上の方の重いのも本件に当てはまらない、そうすると10年から20年の間のどこかで決めるのだ、本件はこうこうだから13年だみたいな言い方をしていますね。最後の、この間で決めるのだけれどもここだと言っている、ここだと言ったのは違っているけれども、話としてはこういうような分布を前提にしながらこの辺ではないかという議論の仕方をしてたかと思うんですけども、あれを聞いてどう思いましたか。

【4番】

一見、非常に理屈ですよ。一番上と下を引いて真ん中ですよ。本件は、その中の真ん中だと。真ん中であって、そこから情状酌量を差し引きするわけですけども、プラスはなくてマイナスなんだから、13年ですよ。それは、理論的と言えば、理論的なんですけれども、聞いていて逆に、法としては不自然さといいますか、余りにも算術的に決めるというような感じを、逆の印象を受けたことも確かです。

【司会者】

多分、弁護人の計算式がちょっと違っているような感じの事件だったんじゃないかなと思いますね。4件もやっていて、上の方は切ると言っていますが、上の方は

切っちゃ駄目だろうという事件だったんじゃないかなと思ったりします。

弁護人からは、何で執行猶予がいいのかとか説明を受けた方がよさそうな感じを思ったりするんですね。検察官は、いろいろと言っていますね。1番の方、2番の方、3番の方、検察官は、実刑だと言っているけれども、何で実刑なんだ、5年なんだ、4年なんだという根拠は、分かりましたか。何かいろんな悪いことを言っているけれども、こんなにたくさん言ったけれども、何で4年なんだろうみたいなことを感じたりしたことはないですか。

【3番】

大変申し訳ないんですけども、検察官の方が余りに早口で、聞き取りにくかったんです。ぼそぼそとおっしゃるし、法律用語をたくさん使われるので、理解できなかった。実刑であると言われても、えっというような印象がありました。

弁護士の方も、申し訳ないんですが、この被告人を守ってあげようという強い意志が感じられず、私の経験としては、別室で、裁判官の方を含めた話合いの時の印象のみで、ある程度決まってしまったようなところがありました。

【司会者】

そうすると、論告も弁論も役に立たないと。参考にならなかったと。

【3番】

余りありませんでした。

【司会者】

それは、しゃべり方も含めて考えていかないといけないということを意味しているのかもしれませんが。ありがとうございました。

被告人の刑を決めるというのは、非常に難しいことだと思うんですね。当事者の主張が何でこうなっているのかというところもよくよく考えていかなければいけないというところかと思えます。

今回のテーマ、量刑に関するものに関して思われたことをいろいろとお聞きしましたけれども、量刑が主なテーマとなる事柄に関して、検察官、弁護人から、何か

この点について、裁判員経験者の方にお聞きしたいというところがあれば、お聞きしたいと思います。検察官の方から、どなたか、あるいは、全員の方でも結構ですけども、こんな点はどうかというところをお聞きになりたいところはありませんでしょうか。

【内田検察官】

今、論告のお話をいただいたので、そのことに関係しているんですけども、検察官は、大体、10分から15分、長くても20分ぐらい以内で論告をやっているかと思うんですけども、例えば、その間に集中力が切れてしまうとか、論告が分かりにくいとか、あとは、検察官は、大体、今はA4もしくはA3の1枚紙ぐらいでやっているかと思うんですけども、その資料として、どういう印象をお持ちなのかとか、論告が分かりやすかったのか、分かりにくかったのか、良かった点はどこだったのか、悪かった点はどこだったのか、そんな感じで教えていただければ、幸いかなと思います。

【司会者】

論告はどんな感じだったかを覚えておいでになるかどうか分かりませんが、1番の方の論告は、A4の1枚で配られているんですね。ただし、すごく細かい字でたくさん文章が書いてある。

【1番】

見えなかったんです。

【司会者】

細か過ぎて見えない。

【1番】

老眼鏡を持っていけば、よかったんですけども、ちょっと見えない部分があった。最初から用意しておけばよかったです。

【司会者】

こんな小さい字で、たくさん書く必要はないんじゃないかと私は思うんですけども

ども、少なくとも、ちょっと字が小さいし、たくさん書いてあるから、よく分からなかったというのが1点ですね。

時間とかは、どうでしたか。どれぐらいの時間話していたかとか。

【1番】

時間的には、弁護士さんと対等ぐらいかなと思ったんですけども。

【司会者】

今、内田検事が言ったような、10分か15分ぐらいでしたか。

【1番】

そうですね。先ほど3番の方が言われたように、専門用語は、私も理解しかねるところがありました。

【司会者】

「強固な殺意の犯行態様」とか、何か難しい言葉が並んでくるなみたいな感じがあるかもしれませんね。

【1番】

はい。

【司会者】

では、2番の方。2番の方の論告も、1番の方と非常によく似ていて、すごく細かい字で、でもA4の1枚にまとめた感じだったんですけども、いかがでしたでしょうか。

【2番】

でも、比較的分かりやすかったと思います。しゃべり方もはっきりしていましたし、被害者の立場に立った上で、被告人に対し刑はこうした方がいいとちゃんと理由も説明していましたので、よく分かりました。

【司会者】

A4大体1枚ぐらいだったと思うんですけども、一覽でぱっと見る分には、もっとたくさん書いてあったらどうですか。

【2番】

自分がしゃべるのを簡単にまとめてあったと思うんですけれども、それに沿って
言っていたので、全然そういった問題はなかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

3番の方の論告も、結構細かい字で、3番の方の論告は、冒頭陳述では、今回の
事件のポイントは、二つだとか言っていたけれども、論告になったら5点ぐらい主
張しているような、好き勝手に後から付け加えているみたいな感じだったんですけ
れども、論告に関して何か感想を思われたことはありますか。

【3番】

本当に早口で、聞き取れなかったんです。それを私たちがもう一度しゃべってく
ださいというような意思表示は全くできないような感じでしたので、申し訳ないで
すが、本当に分かりにくかったです。

【司会者】

情報量があり過ぎるのかもしれないね。

【3番】

いろんなことを長年繰り返してきた方だったので、そのことに対して、細かくし
ゃべられても分からない。放火について、重点的に話してもらいたかったです。

【司会者】

放火以外のこともいっぱいしゃべっている感じですか。

【3番】

生育歴ですか、そういったものも入ってきましたし。

【司会者】

4番の方の論告は、A3になっていて、各被害者ごとに、この被害者はこんなこ
とを言っている、この人にはこんな結果が生じたということで、4人の人、Aさん
にはこう言ってこうした、Bさんにはこんなことをした、Cさんにはこんなことを

したと、たくさん書いてあるんですけども、どうでしたでしょうか。

【4番】

1件1件は、当然分かるんですね。説明は、そのとおりだと思うんですけども、4件ありましたので、多少似たようなところがあって、頭の中で混乱したというところはあると思います。自分の頭の中で、もう一度整理しながら、時系列といいますか、4件の事件と、当初はそれしかなかったんですけども、裁判をやっている中に、なぜそこに至ったかみたいな経緯といいますか、他の事件も起こしていると思うんですけども、ひたくりをしたりというような経緯というものを頭に入れながら聞かないと、なかなか整理できなかったというところはあったと思います。

だから、そのこと自体は、1件1件はきちっと書いてありますので、内容的には、分かったと思います。

【司会者】

もう一度、自分の頭で整理することが必要だったという感じだったんですね。一応話をしているのは分かるけれどもと。

【4番】

はい。

【司会者】

ありがとうございました。

5番の方の論告も、これもA4が1枚ぐらいで、比較的文字は多いようなところかと思いますが、何か論告について、時間が長いとか、字が細かいとか、量が多いとか、思われたことはありますでしょうか。

【5番】

いや、別にありませんでした。

【司会者】

特段の感想はないですか。

【5番】

はい。

【司会者】

ありがとうございました。

検察官，以上でよろしいですか。

【内田検察官】

はい。

【司会者】

弁護士会の方から，何かお聞きになりたいことはありますでしょうか。

【相田弁護士】

今日は，本当に我々にとっても耳の痛い話もありますけれども，私も何度か出ていますけれども，一番面白いというか，勉強になる会です。

なので，今の話とも少しかぶりますけれども，是非お聞きしたいのが，我々も論告・弁論メモということで，メモを同じようにA4の1枚あるいはA3というような形でお出ししていると思います。

出している意図としては，その後の評議で，議論の参考にしていただく。そのためには，この刑を決めるに当たっての基本的な考え方を踏まえたようなメモを配るように，私どもの会でも研修などを実施したり，皆様にとって分かりやすい，そういう助けになるようなものをということを意識しているんですが，実際の評議の場で，論告のメモも含めてですけれども，そういう議論がかみ合っていたのか，あるいは，そういうメモがうまく使われていたのか，そのことについて，感想をお聞きしたいんですけれども，どうでしょうか。

【司会者】

評議という議論の場ですね。刑を決める過程で，これを見ながら，これとこれが主張があってという対比とか，ありましたか。

【1番】

参考にしていました。弁護士さんから出たのも併せて。

【相田弁護士】

それは、合致するというか、かみ合っているような話だったのでしょうか。

【1番】

いえ。かみ合っていません。

【司会者】

1番の方の事件では、検察官は、めくらめっぽう、被告人はこんなのが悪い悪いと言っていたのに対し、弁護人は、ポイントは三つぐらいだという形で、社会復帰を支える事情があり、本件は、実刑にするほど悪くないよねとかなっていましたね。

【1番】

社会復帰のことですけれども、先ほど言われた、その辺は、判決には用いないということなんですけれども。

【司会者】

用いないというか、あくまでも調整をしていく。例えば、これとこれがあるんだったら、この人は再び犯行をやる可能性が低いから、こっち側でいいよねと。5年にしようか4年にしようかという場合には、4年でいいじゃないというように考えていくということです。

【1番】

判決を決める段階では、みんなの議論の中では、大いにそこが参考になっていました。

【司会者】

弁護人の意見がですか。

【1番】

はい。

【司会者】

2番の方は、どうでしたでしょうか。弁護人の弁論と検察官の論告は、かみ合っていて、それぞれどっちの言っていることがそうだなと思ったりとか、そんなよう

なことは、何かあるでしょうか。

【2番】

どちらがどうというのは特にはないんですけども、弁護人の方の発言はちょっと少なかったような記憶があります。

【司会者】

余り多く発言していないというか。

【2番】

そうですね。余り発言されていないような記憶です。

【司会者】

余り印象に残らなかったですか。

【2番】

そうですね。検察官の方がたくさんしゃべっていたような。

【司会者】

ちなみに、検察官の論告メモは、1枚、A4。弁護人の弁論は、A4で2枚にわたって、被告人の反省をたくさん書いているんですね。そういうのですけれども、余り印象に残らないですか。

【2番】

そうですね。自分ではちょっと印象に残ってなくて。

【司会者】

よく、私どもも裁判員の方とお話しすると、たくさん書いてあるのは、なかなか評議とかで使いにくく、どこに何が書いてあるか分からないというようなことがありますけれども、なかなか印象に残らなかったんですね。そんな感じですか。

【2番】

はい。

【司会者】

3番の方は、どうでしょうか。かみ合っていたなという感じだったでしょうか。

【3番】

かぶる部分はあったかと思いますが、法廷の場で、検察官と弁護士さんのおっしゃっていることが、正直余り印象にないんです。ある意味、弁護士さんの熱意というものが、まるで伝わってこなかったような気がしました。

【司会者】

熱意が足りない。

【3番】

この方に対して、非常に同情する気持ちが私にはあったので、そう思ったのかもしれません。

【司会者】

そこに訴えてこなかったんですね。

【3番】

そうです。紋切り型だったような気がします。

【司会者】

これは、A3で1枚で、考慮してもらいたい事項が七つぐらいあって、すごくたくさん考慮してほしいと言われたら、何か紋切り型みたいな印象を受けるのかもかもしれませんね。

【3番】

たくさんあったのかもしれないんですが、それは、事前に私たちが十分協議してあったことだったので、最後の法廷の場で、それをもう一度言われたとしても、あ、そう、またねという感じがありました。

【司会者】

4番の方は、どうでしょうか。検察官の論告と弁護人の弁論はかみ合っているかということに関して、何か思ったことはありますか。

【4番】

改めてそう考えたこともないのですけれども、必ずしも、かみ合っていないとは

言えなかったと思います。

【司会者】

まあまあかなと。

【4番】

ええ。その論告を一つ一つ両方で検討して、どっちが正しいというやり方は、やっていたと思います。

【司会者】

4番の方が担当された弁論は、私は、こういう弁論は結構好きなんですけれども、要は、軽くする事情がどうなのかということと、重くする事情があるように見えるけれども、それはこういう事件では当たり前のことじゃないですか、動機はそれはわいせつ目的なんだから、いい動機なんかあり得ないよねというような書きぶりで、私は、こういうのは好きなんですけれどもね。いろいろと事件というのは、被告人は悪いことをしているので、弁護人の弁論は難しい感じがしますよね。

5番の方は、どうでしょうか。論告と弁論はかみ合っていたかなと。

【5番】

かみ合っているかどうかは、私にはよく分かりませんが、弁護側は、やっぱり情状酌量を願う、そういうふうなものが強く感じられて、私は、それに動かされたうちの一人でしたね。

【司会者】

5番の方の弁護人の弁論も結構いい感じが私はしますね。

【5番】

私は、それに何となく引きずられました。

【司会者】

私も、きっとそっちに賛成しますよ。重過ぎててもいけない、軽過ぎててもいけないというだけでは、ちょっと大ざっぱな感じがしますがけれども。もう少しニュアンスは違っていたのかもしれませんが、そこは、そんな感じでしょうか。

今回の事件のテーマは、大体そんなようなことです。

残ったものとして、第3に、仕事とか家事等との調整、守秘義務に関してですが、要は、事件とは離れて、裁判所に来るのは大変だなとか、あるいは、こういうところが負担だなと思ったとか、そんなところに関してお聞きしたいと思います。これは、順番にお聞かせください。1番の方。

【1番】

仕事を休んで来るということは、私どもの仕事は、シフト制で、休みを入れると、何でこの人はこんなに休んでいるのということが疑問になってきて、上の人に尋ねるとということが何人かあったそうです。事務長とか、そちらの方は、「国民の義務だから、行っていらっしゃい。」ということだったんですけれども、周りから見る目が、「何でこの人だけこんなに休むの。」という感じで。

結局、有休は、取れなかったんですね。完全な休みになってしまいました。中には、有休を取って、給料をもらいながらという人もいたんですけれども、うちは、ちょっとそれは無理でした。

【司会者】

そうしますと、まず1点としては、裁判員を務めることになったということは、上司には言っているけれども、周辺の同僚とかには言っていない。

【1番】

はい。黙って。

【司会者】

上司からも、周辺の同僚には何も説明しなかったということですか。

【1番】

説明しなかったです。

【司会者】

いやいや、秘密のことがあるんですみたいな感じだったんでしょうか。

【1番】

分からなかったんですけれども、でも、上司は、「義務だから、行っていらっしやい。」と。

有休を希望したんですけれども、駄目でした。

【司会者】

会社によって、特別休暇ということで、裁判員を務めることによって、特別の休暇を認めていただいているところもあるんですけれども。

【1番】

みたいです。来ている人の中には、いました。

【司会者】

普通の、自分で使う有休も取らせてくれないんですか。

【1番】

取らせてくれませんでした。

【司会者】

無給ですか。

【1番】

そうです。自分の使う有休は、いっぱいあるんです。余っているんです。余っていても、使わせてくれませんでした。

裁判所から報酬が出るので、有休は駄目ですと。

【司会者】

そういう趣旨ですか。

【1番】

一応、法人なんですけれども、法人でも、そういう扱いをされました。

【司会者】

そこが一番大変だった。

【1番】

そうです。

【司会者】

その他は、どうですか。守秘義務とか、こういうことで、話合いの中で出てきた話題とかは言わないでくださいねという話をしましたけれども、特にそこに負担を感じたということはないですか。

【1番】

はい。それは、上司も分かっているので、聞くことはなかったです。ただ、一日幾らもらったんですかということは、年末調整に関わってくるのかなと思ったんですけれども、そういうことだけは聞かれました。

家族は、自分のために勉強になるから、行っていらっしゃいということでした。

【司会者】

終わった後は、実は裁判員に行ってきたんだよということは、同僚の人にはお話しされたんですか。

【1番】

しません。いまだにしていません。ちょっと事情がありますので。

【司会者】

それは、職場の事情ですね。分かりました。ありがとうございます。

では、2番の方。今お話ししたと同じですけれども、何かこういったところが裁判員を務めるに当たって大変だったとか、あるいは、こういうことを守ってくださいねと言われたのが大変だとか、あるいは、裁判所に何か御要望、こんなことをしてくれるといいというようなことは、ありますか。

【1番】

あ、あります。

【司会者】

では、1番の方、続きがあるそうですので、どうぞ。

【1番】

終わってから電車で帰った方がいますね。そのときに、被告人の家族と会っちゃ

ったのが2回ぐらいあったらしいです。そういうのは、気を遣ってほしいなと思いました。

【司会者】

家族が傍聴に来ていて、同じ方向に帰る。

【1番】

証人の人にも、会ったと。

【司会者】

同じ方向に帰る話。

【1番】

そうですね。電車、千葉駅、一緒ですよ。そういうことは聞きました。

【司会者】

分かりました。その辺りは、裁判所で、こういうことがあり得るかもしれませんので、少しこんなことを考えてくださいとお話しした方がいいのかもしれないね。

それでは、2番の方、お願いします。

【2番】

私の会社は、特別休暇をもらいまして、一応、上司や同僚には、裁判員として仕事に行ってくるということは言って、こちらに来ました。

その点では、別に何も問題はないんですが、やはり、事件の内容が余りふだんでは聞かないような内容なので、実際行ったのを自分で見たり聞いたりするのはちょっと精神的にきついところがあるなというのは感じました。こういった法曹の仕事をしている方は、結構大変なんじゃないかなと思ったことがありました。

【司会者】

2番の方がやられた事件は、強制わいせつ致傷ということで、お話しするとか議論するのも結構えげつないというか、日頃、そんな会話なんかしないというような内容を扱うわけだったんですね。

【2番】

議論すること自体は、別に特に問題はないんですが、被告人がこういった事件を起こした事実を具体的に知るといって、人として、どうしてこんなことを平気でするのかとか思ったり、別の感情的な、そういった面でちょっと、余りいいものじゃないのを自分の中に入れてしまうといつか、そういったのは、ちょっと精神的に余りよくないとは思いました。

【司会者】

こういうことが起き得るといって、我々は、常に頭に置きながら対応していきたいと思っています。もうお話も聞いているかと思えますけれども、メンタルヘルスサポートとかそういう形で、もし何か精神、心身の状態に異常なり不調なりがあったら、相談していただきたいと思えます。

我々がよく考えなければいけないのは、人が亡くなった事件は、結構気を遣わなければいけないといっことは、割と法曹関係者の中で共有化されつつあるんですけども、こういった強姦とか強制わいせつみたいなのも、例えば、女性の方とか、結構そういう事件が世の中に起きているとか、被告人がそんなことをしているといっこと自体が、非常にメンタルに影響を与えることは結構あるのだなといっことを意識しなければいけないのではないだろうかと考えております。

私どもも、裁判員の方に、強姦とかで、よく犯行再現の実況見分とか、こんなのでえげつなくないですかとか聞いたら、仕方がないと思えますといっ方と、やっぱりこれはえげつなくて気分が悪くなりましたといっ方がいるといっことも、頭に置きながら、本当に必要なかどうか考えていきたいと思えます。

続いて、3番の方。

【3番】

私自身は、まるでリスクがありませんでした。専業主婦ですし、時間はありましたし、通うのも、とても近かったものだから、負担に感じたことはありませんでした。

ただ、4番さんのような事件だった場合は、私は、非常に傷ついて、嫌な思いを

したんじゃないかなという推察はできます。その場合は、やはりメンタルケアは、十分にさせていただかないと、中には、とてもトラウマのようなものになってしまったりとか、あるんじゃないかと思いました。

私には、不都合はありませんでした。

【司会者】

ありがとうございます。

4番の方の事件はという話がありましたけれども、4番の方は、何か裁判員を務めたことによる不都合なり、困ったことなりがありましたでしょうか。

【4番】

一般的には、最初に申し上げたとおり、初めての経験ですので、日常生活とは全く違う場に立たされるわけですね。そういう意味では、終わった後、非常に疲れたというか、やはり緊張もしましたし、本当に疲れたというのが印象です。

仕事は、私もかなり高齢ですけども、一応仕事をしておりまして、職場は理解のあるところですので、裁判員に当たる人は周りにいないので、是非行けと行っていただいて、出られたんです。ただ、自分自身の仕事は、たまたま12月ということで、年末を控えて日数が非常に少ない中で5日間取られましたので、自分自身が仕事の量が多くなって、仕事を無事に終えるのかな、自分の割り当てられたものができるのかなと、そっちのプレッシャーの方が強かったんですけども、裁判員に出ること自体は、周りは賛成してくれていましたので、大丈夫でした。

守秘義務は、当初、当然、何をしゃべってもいけないんだなと思っていましたけれども、実際に選ばれて最初の中で、こういうことだけ言わなければいいと。特に裁判の中身については、傍聴されて公にしているわけですから、その内容については、幾らしゃべってもいいですよ、自分が裁判員に選ばれたということも言ってもいいですよということで、かなり守秘で守らなきゃならない部分が自分の中で狭められた。これを言わなきゃいいんだということになりましたので、そういう意味では、精神的なものは、非常に軽くなったと思っております。

あと、事件が事件でしたので、ただ、その中で、いろいろ量刑を決める中で、過去のいろんなケースが示されたわけですが、特に若い女性もいらっしやったんですけども、そういうのを見ていて、こういう事件って、普通想像している路上とかそういうものだけじゃなくて、家の中にいてもされているんだというのを、改めてそういう事件の、いろんな深さというのを感じられて、注意しなきゃいけないのかなとおっしやっていた若い女性の方もいらっしやいました。

あと一つ、量刑を決定する最後のときに、最終的に、裁判官の方から、決め方として、多数決ですけれども、その中に裁判官の方が一人入っていなければいけないですと。それは法律で決まっているという説明を受けた時に、正直、半分安心したことと、半分、えっというのがございました。安心というのは、自分たちだけで量刑を決めてしまうのではない、裁判官の方が3人おられましたけれども、お一人でも、自分たちと同じ意見がなければ通らないんだという一つの安心感というのはあったんですけども、逆を言えば、じゃあ裁判員の我々の意見というのはどうなのと。じゃあ、最初から裁判官でやればいいじゃないみたいな、ひねくれたという意識も、ちらっと半分持たされたというのが正直な気持ちでございます。

【司会者】

幾つか御指摘をいただきました。

法律で多数決の仕組みが決まっていますよと、これは確かにそのとおりですね。裁判員の方は、そんなことは早めに教えてくれよみたいなことを思ったりすることがあるかもしれませんが、この仕組みは、裁判官と裁判員が一緒になって決めていくという仕組みなんです。そのために、法律は、多数決のルールだけでなく、人数構成ももともと考えているわけです。

裁判官は、3人しかいない。3人では、多数派を構成できないような仕組みにあらかじめつくっているわけですね。裁判官3人が一致しても、裁判員の方が、2人以上賛成してくれない限りは、その意見にはならないというように、法律で人数の割合を決めるときに、もともとそうになっているわけです。

逆に、裁判員の方だけでも決められないということ、これは3対6ですから、多数決のルールとして、そういうような形に置いているわけで、決して裁判員の意見を軽視するわけではなくて、両方の意見を必ず反映させる仕組みにしているということでもありますので、御理解をいただければと思います。

それでは、5番の方。

【5番】

4番の方と重なるんですけれども、やっぱり守秘義務を守ることがちょっとつらいなと思うことがあります。私は、お酒が好きで、飲んべえと一緒によく居酒屋で飲むんですよ。そうすると、しゃべりませんが、裁判の内容までしゃべりたい衝動に駆られちゃうわけですね。つい、酒の勢いで。それを抑えるのがつらいなと今でも感じています。

【司会者】

私どもは、守秘義務の内容は何なのかということ、きちんと言明する必要があると思っています。裁判に参加したことはもちろんですし、公開の法廷で実際に調べたこと、これも別に裁判員だけが知っていることではないので、今回の事件はこんな事件でしたよということをお話しいただいて、その上で、こんな事件が世の中に起きているのってとんでもないよねみたいなことをお話しいただくのも全く構わないです。

ただ、話合いの中で行われたこと、話合いでこんな意見が出たとかそういうようなことは、ちょっと遠慮してくださいということですから、飲んだときには、そういうことにわたらなければ、ばんばん話してください。うちの事件は、こんな事件でしたよということをお話しいただいて構わないと思うんですね。いろんな感想とかもいろんな方に言っていただければと思っています。

裁判官から出席したお二人は、今まで全般的な話を聞いて、こんなところをもう少し聞いてみたいということがあれば、お聞きしたいと思います。

【出口裁判官】

刑を決めるときに、量刑分布グラフというのを御覧になったと思います。最初にいただいた御感想の中に、その量刑分布グラフの印象が強くて影響も大きかったというような御感想もいただきました。分布グラフを何のために見るのか、これに基づいて刑を判断するという理由はどこにあるのかということについては、十分に御理解、御納得いただけたのか、最後まで違和感が残ったのかという、率直なところをお伺いしたいと思います。

【司会者】

量刑分布グラフをどんと見せられて、何じゃこりやみたいな話だったのか、何でもこういうのをお見せするのかということについての説明があったのかとか、その辺り、何か御記憶は、ありますでしょうか。

1番の方は、どうでしたか。何でもこんなのお見せするのかということについて、裁判官は、きちんと説明してくれましたでしょうか。

【1番】

違和感はありました。その範囲、事例の中で、新しいことは決められないのかなど。違和感はありました。

【司会者】

きちんとした説明になっていなかったのかもしれませんがね。誤解を招くようなことでは、やっぱりいけないと思うんですね。先ほど、5番の方が、重過ぎるのもいかん、軽過ぎるのもいかん、このグラフを見ろと言われたら、ここしか残らないじゃないかみたいな見せ方は、やっぱりよくないと思うんですね。

行為の危険性についていえば、危険なのはどのぐらい危険なんだろうということ、きちんと議論すべきですよ。2件やっているけれども、危険性の程度はかなり軽いし、この事件の場合は被害だって大したことはないじゃないかというようなことは、あっていいと私自身は個人的には思っていますし、本来、そうあるべきかなと思っていますけれども。

【1番】

判例だけだと、ちょっとどうかと思います。

【司会者】

きちんとした説明も必要ですね。ありがとうございます。

2番の方は、量刑分布グラフというものを示す理由とか説明は、ちゃんとお聞きになったという感じなのか、何かいきなりぼんと示されたという感じなのかは、どうですか。

【2番】

いえ、きちんと、これを見せる前に映写機みたいなもので、具体的に刑をずらつと並べて、これだと、何条はこういう刑があつてと具体的に説明してくださつて、その上で、こういったグラフを見て検討するようなことを説明していただいたのは覚えています。とても分かりやすかつたのを記憶しています。

【司会者】

それは、参考にすべきだという理解はできたんでしょうか。

【2番】

そうですね。何か強制的にどうのこうのというのは全くなかつたので。

【司会者】

3番の方は、量刑分布グラフに関して、裁判官から、なぜ見せるのかということについて、説明をきちんと受けたという感じでしょうか、それとも、いきなりぼんと見せられたみたいな感じだったんでしょうか。

【3番】

どうでしょうか。見せていただいたのは、はっきりと覚えているんですが、その趣旨に関しては、きちんとした説明がなかつたのではないかなと思います。例えば、一番重い刑は、一体どの程度のことをしたのか、これは、どの程度のことをしたのか、どういうことだったのかというのが分かれば、もう少し参考になったかなと思います。

まず、人の住んでいるところかそうでないところか、例えば、放火をするのに何

か物にガソリンをまいて火を付けた、そうじゃなくて、成り行きで付けてしまったとか、そういう計画性、そういったものに対しての説明はあったんですが、このグラフそのものに対して、ここが一番高いところはどんなことをしたのかというようなことは聞いた覚えがありません。

【司会者】

どこまで量刑分布グラフについて説明するのがいいのかということについて、我々も、いろいろと今、議論をしています。余り事例について、こういう事例はこれというふうにして説明しない方がいいと私は思っているんです。

ただ、重いというのは何なのかということが分からないままだと分からないので、例えば、やり方にもこんなやり方がありますよ、火を付けるときも、ガソリンを使う場合もあれば、普通のペーパーでやる場合もありますよ、燃えなかったといっても、本当に燃えそうな場合と、被告人が自分で消した場合とありますよとか、そういういろんな場合があるということは十分理解した上で、そのグラフを活用してもらえる方法は何なのだろうかということは思っていますね。

4番の方は、量刑分布グラフの説明をちゃんと受けたのか受けていないのかについては、どうですか。

【4番】

ちょっと記憶があれなんですけれども。グラフとして示されたかどうか。それよりも、判例の分布をスライドで見て、それは非常に参考になったと思います。ただ、それをグラフ化して、このような形で出ていたかというのは、今、ちょっと記憶がないんですが。スライドでしたから、多分出ていたと思うんですけれども。

【司会者】

5番の方は、何のためにこれを見せるんだという説明は、きちんと受けたのでしょうか。

【5番】

一応受けました。刑の大枠、行為の客観的重さ、それは確かに大切だとは思うん

だけれども、私なんか、素人の裁判員ですよ。そして、私は、特に、自分の性格かもしれないけれども、修正要素としての更生可能性、弁護側の情状酌量を訴えるそういうふうな話を聞いていると、つい、客観的事実の重さよりも、弁護側が訴える情状酌量を求めるそういうような情緒的な流れみたいなものに流されてしまって、冷静な判断ができないというか、そういうふうなものはありましたね。

【司会者】

裁判員の方に、果たして被告人が更生するのかどうかについて真剣に悩んでいたということ、非常に大事なことだと我々は思っています。それを考えなくていいということはないです。そこも、きちんと考える。ただし、その前提として、行為の客観的重さとか、非難の強さみたいなものをまずは前提とした上で、その先に、更に考えていく、こんな考え方なんだろうなとは思っております。そのところをきちんと説明すると共に、今回の事件はどうなんだろうかということ、きちんと考えていきたいと、皆さんの意見を聞いていて改めて思いました。

報道機関が今日出席しておられますけれども、報道機関の方から御質問があれば、お受けしたいと思います。何かありますでしょうか。

【記者】

毎日新聞の記者ですが、今、出口裁判官もおっしゃっていて、多少かぶるかなと思いつつも、もう少し突っ込んで聞きたいなというところがありまして、改めて伺います。

裁判に参加されて、対象となった罪名には、法定刑が当然あるわけで、最高刑が、例えば、殺人だったら、死刑からあるわけですがけれども、一方で、量刑分布図というものは、実は、その裁判の中で、大体平均値がこのぐらいだというような分布の図だと思うんですけども、僕ら新聞記者にとっては、それが分かりそうで分からない。それが、刑の公平ということと、どう絡んでくるのかというのは、結構分からなくて、先ほど、5番の方がおっしゃったように、素人が参加する意味は何なんだろうというところ、その部分の整理の仕方は、実はすごく難しいと思っています。

1 番の方は、死刑の話をちょっとおっしゃっていましたが、量刑分布図がある中で、素人である裁判員が参加する意味というのをどう考えていらっしゃるのか、その上で、もう少し自由な判決を出したかったというような思いがあるのか、ちょっとかぶるんですけども、その2点をお伺いできればと思います。

【司会者】

なかなか難しい質問という感じがします。量刑分布グラフを示される意味は、先ほどお聞きしていたら、必ずしも裁判官が十分に説明していないかなという感じも、あるいは、印象に残るように説明していないかなという感じも思いました。

御質問の中で、法定刑という難しい言葉を使っていますけれども、法律でこんな刑の幅で決めるんですよということがあって、実際の分布を見ると、そうではなくて、上の方はなかったりしますね。現住建造物等放火、3 番の方がやられました、これは、現住建造物等放火未遂だと、大体半分が執行猶予ですよ。半分ぐらいが実刑みたいな感じで、この事件は、実刑にしたいんですか、執行猶予にするんですかと。この事件は、半分より上か、半分より下か、半分より下だったら、執行猶予でいいじゃないか、半分より上だったら、実刑でいいよというような使い方とかをするんだと思うんですけども、量刑分布グラフは、そこの辺をもう少しちゃんと説明してほしいなという印象でしょうか。

何か余り印象に残らなかったですか。

【1 番】

判例については、私から、裁判官に、表示してくださいということはお願ひしました。参考にしたいのでということで。

ただし、あくまでも参考であって、話合いの内容で、その方の刑罰を決めるに当たっての大体の目安であって、考え方は、人それぞれかと思うんですね。

【司会者】

さっきの二つ目ですけども、もっと何か、量刑分布グラフとか枠とかは置いておいて、自由にやらせてほしかったなみたいに思われる方は、手を挙げていただけ

ますか。

やっぱり、枠はないと、ちょっと困るなと思われる方は。

【1番】

枠は、実際がないと困る。

【司会者】

皆さん、枠はないと、やっぱり困るよねという感じなんですか。

【5番】

なくても困るし、あってもあったで、それに何か惑わされるというか。難しいところですね。

【司会者】

結局、今のお話だと、枠は、どの程度のものとして受け止めているかということが大事なんじゃないかな。枠は、これは法律が求めていることだから、必要です。ただし、私なりの理解をすると、何のために裁判員に来てもらうのかといたら、枠の当てはめは、そんなに簡単じゃないですよ。ここでいう行為の客観的重さと、非難の強さといったら、非難の強さは、やっぱり、自動的にこういう理由だったらこれ、こういう理由だったらこれと決まってる。これは、社会的評価をしなきゃいけないんですね。例えば、殺人事件で、こういう理由で人を殺したということが、我々の社会にとって、どういう意味を持つんだろうかというのを皆さんに真剣に考えてもらいたいです。

例えば、今の大きな傾向として、介護殺みたいな、ずっと病気の妻を介護していて、でも、これ以上はちょっと面倒見切れないから、一緒に死にましようという感じで、仮に自殺をしたときに、その場合、今の傾向からすると、やっぱり、それは気の毒だなと思われる方が多いと思うんです。

それは、何で気の毒だなと思えるかというと、我々の社会が介護というものについて、きちんと社会的な整備ができていない。お金持ちの人は、ちゃんとしたところに入れられるけれども、普通の人は、なかなかそんな有料のところなんかに入れ

られない。そういうような社会だからこそ、我々は、そういうことがあったら、気の毒だと思ふなというのが反映するからこそ、そういう人は、気の毒だな、執行猶予でいいじゃないかと、こういう議論がされるんじゃないかと思うんですね。

いろんな理由で犯罪を犯すことがあります。そういう犯罪を犯すところ、こういう理由で犯すことって、どういう重みを持つのかといたら、それは、やっぱり社会的な評価なんだから、まさに皆さんが、こういうものってひどいじゃんとか、こういう状況だったら我々でさえもしかするとこうなっちゃうのかもしれないとか思うかどうかは、それは、いろんな経験を持った方が意見を言っていたらいいと思うんですね。

さっき、放火の事件がありました。放火の事件は、これはどういう重さなんですかと、そんな単純ではないです。放火をしたときに、丸々一軒家が燃えたのが重いのか、それとも人が死ぬ危険性があったものが重いのか。たまたま軽く消えたけれども、ちょっとだけしか燃えなかったけれども、でも、これは、一步間違えたら人が死ぬかもしれないという状況と、この1軒はあるけれども、こんな時間帯に火をつけてもみんな逃げるに決まっている、周りは空き地だから、周りになんか燃え広がらねえよというようなときに、これってどうですか、我々の社会にとってどうですかということを皆さんに考えてもらう必要があるのではないかと。

そこで、今日聞いてきた、まとめみたいな話をさせていただくと、この量刑というのは、我々が考えていることは、本当に枠として、きちんと機能させなければいけないところと、皆さんの社会経験に基づいてちゃんと議論して刑を決めなければいけないところを、きちんと説明しつつ、皆さんの意見をきちんと吸収して判断していくことが非常に重要だと改めて思いました。

裁判員を務めた方が、どうも裁判官に決められたみたいな感じで思われているという部分があるというのは、我々がもっともっと反省して、こういう事件の量刑の議論の仕方を工夫していかなければいけないと思った次第であります。我々も、更に努力していきたいと思えます。

今回議論していただいて、結構いろんなことが分かりました。また、それを参考にして、検察官や弁護人も、最後に感想をお聞きしませんけれども、そういう皆さんの御意見を参考にしながら、どのような訴訟活動をして、どのような意見を述べればいいのかということを更に工夫をしていきたいと思っています。

時間になりました。御質問に十分答えていないかもしれませんが、今日は、この程度で御容赦いただければと思います。

それでは、時間になりましたので、本日は、これで終わらせていただきます。本日にどうもありがとうございました。

【3番】

申し訳ありません。一つだけお伺いしてもよろしいですか。

【司会者】

どうぞ。

【3番】

私が出た裁判で、犯行が行われたのが前年の暮れで、私が出た裁判が、ほぼ1年後だったんですね。その長きにわたり、彼女は、拘束されていたわけですが、なぜこんなに長くこの人は留置場にいなければならなかったのか、この1年間というものが、一体彼女にとって、どういう思いだったのかというのを考えたときに、もう少し迅速に裁判をされていれば、もっと早く彼女の執行猶予も、外の世界に出ていたんじゃないかなと思ったんですが、その辺りは、すぐに裁判が行われる場合と1年近く時間が空く場合との差は、一体何なんでしょうか。

【司会者】

とても大事なことだと思っています。裁判を行うに当たって、裁判員裁判の場合は、事前に、どういう証拠を調べるのか、この事件はポイントはどこなんだろうかということを、検察官や弁護人が証拠を見ながら主張をして、準備していきます。その準備は、まさに皆さんに来ていただいたときに、本当に分かりやすくするため、分かりやすくというのは、結論が分かりやすいということではなくて、それぞれが

求めていることは何なのかということが、きちんと分かるように準備をしているんですね。

必要最小限の準備には、時間が掛かります。でも、他方では、おっしゃるとおりで、その準備に時間が掛かり過ぎてはいけないということも全くそのとおりですね。3番さんがやられた事件がどうだったかは、私は、個別にはコメントしませんが、無駄に公判準備が掛からないように、今、我々も、いろいろと工夫していますし、当事者も、それを意識しながら、活動してもらいたいなと思っていますので、最後の御発言を深く受け止めて、担当する者は、そういうように思う裁判員が当然いるんだということで、お考えいただきたいとお伝えしたいと思います。

よろしいでしょうか。

【3番】

ありがとうございました。

【司会者】

それでは、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項

- 1 裁判員，補充裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせ下さい。
- 2 今回の意見交換会では，刑法が定めている犯罪で起訴された被告人が事実関係を認めた（自白した）事件を担当された裁判員，補充裁判員の方々にお越しいただく予定です。

そこで，当日は，次のような話題事項に沿って，意見交換をお願いしたいと考えております。

(1) 審理の内容について

法廷で見聞きした証拠の内容は，被告人の刑を決める上で十分な内容でしたか。例えば，以下のようなことはありませんでしたか。

ア 法廷で証人や被告人の話を聞いて，理解しにくかったり，退屈であったようなところはありませんでしたか。

イ 必要ではないと思われた証拠や証言等はありませんでしたか。逆に，証拠や証言等が足りないと思ったところはありませんでしたか。

(2) 検察官の論告・求刑，弁護人の弁論について

ア 検察官の論告・求刑，弁護人の弁論は，分かりやすかったですか。

イ 被告人の刑を決めるに当たって，それぞれどのくらい参考になりましたか。

(3) 評議について

ア 被告人の刑を決める際の「考え方」に関する裁判官の説明は，十分理解ができましたか。分かりにくかったところや，工夫してほしいところはありませんでしたか。

イ 量刑グラフ（過去に言い渡された刑をグラフにまとめたもの）は，具体的な刑を決める上で，どのくらい参考になりましたか。

ウ 被告人の刑を決めるに際して，どのようなところが難しかったですか。また，どのようなところに悩みましたか。

3 仕事・家事等との調整や守秘義務など，裁判員，補充裁判員としての負担感について御意見があれば，お聞かせください。 以上